

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき株式会社グッド・アイズ建築検査機構(以下「good・eyes」という。)が実施するこどもみらい住宅支援事業対象住宅の適合審査料金(以下「審査料金」という。)について、必要な事項を定める。

(適合審査料金)

第2条 業務規程第11条に規定する審査料金は、別表1に掲げるとおりとする。

(審査料金の納入)

第3条 依頼者等は、審査料金を「こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務約款」(以下「業務約款」という。)第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は依頼者等の負担とする。

(審査手数料の増額又は減額)

第4条 good・eyesは、適合審査業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、審査手数料を増額又は減額することができる。

(附則)

この規程は令和4年3月22日より施行する。

制定：令和 4年 3月22日

別表1

「こどもみらい住宅支援事業対象住宅の適合審査料金」

【一戸建ての住宅】

(カッコ内は税抜き金額、単位：円)

床面積の合計	単独申請	確認申請と併願申請	評価書等を活用した申請（注1）
200㎡未満	55,000 (50,000)	44,000 (40,000)	22,000 (20,000)
200㎡以上	66,000 (60,000)	55,000 (50,000)	27,500 (25,000)

※共同住宅等で対象戸数が2住戸の場合は、2戸分の料金となります。

※併用住宅等は共同住宅の基準を適用致しますが、審査料金は戸建てを適用いたします。

【共同住宅等】

(カッコ内は税抜き金額、単位：円)

		単独申請	確認申請と併願申請	評価書等を活用した申請（注1）
①	基本料金	88,000 (80,000)	66,000 (60,000)	44,000 (40,000)
②	対象住戸料金	3,300/戸 (3,000/戸)	3,300/戸 (3,000/戸)	2,200/戸 (2,000/戸)

※共同住宅等の料金は「①基本料金」＋（住戸数×「②対象住戸料金」）となります。

※計画の変更に係る適合審査料金は上記料金の半額とする。

※証明書を滅失、汚損、又は破損し再発行する場合の料金は、1住戸につき5,500円（税込）とする。

※業務規程第7条第7項に規定する「発行受付書」の発行を追加で希望する場合の料金は、1枚につき2,200円（税込）とする。（下記注1表内、①②⑤の申請に限る。）

注1 「評価書等を活用した申請」とは、以下のいずれかの証明書等により性能に関する審査が省略できる場合の審査料金です。（ただし、別途good・eyesに依頼がされ、かつ省エネに関する基準を満足している場合に限る）

活用できる評価書等	適合している基準
① 設計 または 建設住宅性能評価書	断熱等性能等級4 または 一次エネルギー消費量等級4以上 であることが確認できる事
② フラット35S適合証明書	
③ 現金取得者向け新築対象住宅証明書	
④ 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書	
⑤ BELS評価書	